

入札参加要領
(鳥取県農業共済組合旧本所、旧東部支所)

平成30年9月3日付けで公告した土地及び建物の売払に係る一般競争入札については、本件公告に定めるもののほか、この入札参加要領によるものとする。

1. 本件公告の概要

(1) 対象物件の所在地、数量等

旧本所 土地	所在地	鳥取市吉方温泉3丁目811番、811番3
	地目	宅地
	地籍	1,174.39 m ²
旧本所 建物	所在地	鳥取市吉方温泉3丁目811番
	建築年月日	昭和55年3月新築、平成6年12月増築
	構造等	鉄筋コンクリート・鉄骨造、陸屋根・鋼板葺、4階建、事務所
	延面積	1,399.50 m ²
旧東部支所 土地	所在地	鳥取市吉方168番5、168番9、186番6、186番7、186番8
	地目	宅地・雑種地
	地籍	774.51 m ²
旧東部支所 建物	所在地	鳥取市吉方168番5
	建築年月日	昭和58年12月新築、平成14年2月増築
	構造等	鉄骨造、陸屋根、3階建、事務所・車庫
	延面積	1,039.95 m ²

詳細は別添「物件概要書」のとおり

(2) 最低入札価格

最低入札価格	109,700,000 円	
上記の内訳		
旧本所土地	49,500,000 円	
旧本所建物	16,200,000 円	消費税及び地方消費税の額を含む
旧東部支所土地	29,600,000 円	
旧東部支所建物	14,400,000 円	消費税及び地方消費税の額を含む

(3) 売払方法 一般競争入札

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年10月2日(火)

(集合時間) 午後1時30分 (入札時間) 午後1時45分 (即時開札)

イ 場所 鳥取県農業共済組合本所会議室

(鳥取県東伯郡北栄町東園271番地)

(5) 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 政令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- エ その他組合長が不相当と認める者

(6) 用途制限

この公告の物件は、いずれも次のアからウまでに掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付すものとする。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途
- ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途

2 提出書類等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、次の書類を鳥取県農業共済組合本所総務課（以下「総務課」という。）に平成30年9月25日（火）までに提出（当日消印有効）し、入札参加資格確認を受けること。

なお、提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出書類		備考
ア	入札参加申込書 (様式第1号)	売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義でしか行えないので、共有を希望する場合は、共有者全員の連名とすること。
イ	誓約書 (様式第2号)	共有の場合は共有者全員のものが必要。
ウ	入札参加資格を証する書面	個人の場合は、本人の本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法人の場合は法人登記簿。なお、共有の場合は共有者全員のものが必要。
エ	委任状 (様式第3号)	代理人により入札を行う場合のみ必要。

オ	代表者選任届 (様式第5号)	共有の場合のみ必要。(共有の場合は、代表者(共有者を代表して入札の他、購入に関する一切の行為をする者)を選任すること。
カ	印鑑証明書	代理人により入札を行う場合は、申込者のものの他、代理人のものが必要。また、共有の場合は、共有者全員のものが必要。

※書類作成に当たっての押印は全て実印によること。

- (2) (1) により入札参加資格確認を受けた者は、平成30年10月2日(火)午後1時30分に、入札書(様式第4号)、本件公告5(8)に掲げる入札保証金(小切手の場合は、銀行が振り出し、又は支払保証したものに限る。)及び(1)のカと確認できる印鑑(共有の場合は代表者の印鑑、代理人により入札する場合は代理人の印鑑)を持参し、1の(4)のイの会場に集まること。
- (3) 共有の場合は、落札後、持分割合を明記した共有合意書(様式第6号)を提出すること。
- (4) 入札結果については、原則公表するが、特段の事情により公表を希望しない場合は、入札後に申し出ること。

3 注意事項

- (1) 別添「売買契約書(案)」を承知のうえ、入札すること。
- (2) 入札書は様式第4号により作成すること。
- (3) 入札書に記載する金額はアラビア数字とし、住所、氏名を記入押印すること。
- (4) 天災地変その他やむを得ない理由で、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期又は中止することがある。

4 契約等

(1) 契約の締結

落札者は、売買契約書(案)により契約を締結しなければならない。

契約締結は落札者名義で行う。なお共有の場合は、共有者全員の名義で行う。

落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は鳥取県農業共済組合に帰属する。

(2) 売買代金

ア 売買代金の土地及び建物の内訳は、1の(3)の金額の割合により按分するものとし、建物の金額は消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

イ 鳥取県農業共済組合の発行する納入通知書により、その指定する期日(納入通知書発行の日から20日以内)までに支払うこと。

(3) 登記

売買物件の所有権移転登記手続については、売買代金が完納された後、当該所有権移転登記に必要な書類等を鳥取県農業共済組合に提出し、鳥取県農業共済組合は速やかに

当該所有権の移転登記を登記所に委嘱するものとする。ただし、当該登記に要する一切の費用は落札者の負担とする。

(4) 所有権移転及び引渡し

売買物件の所有権は、売買代金を納付したときに落札者に移転する。

売買物件は、所有権が移転したときに、現況のままでの引き渡しとなる。

(5) かし担保

落札者は、契約締結後、売買物件に数量の不足又はかくれたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、この限りでない。

(6) その他

契約の相手方が次のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。また、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められたとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団員又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（契約の相手方が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、契約の相手方が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

5 その他

この要領に定めのない事項は、本件公告及び鳥取県農業共済組合の指示による。